

Ⅲ エネルギーの使用の合理化に関する法律第 75 条第 1 項の規定に基づく 建築物に係る届出等に関する省令

平成 18 年 国土交通省令第 15 号

(届出)

- 第 1 条 エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第 75 条第 1 項前段の規定により届出をしようとする特定建築主等は、同項各号に掲げる行為の着手の予定の日の 21 日前までに（同項第 2 号又は第 3 号に掲げる行為をしようとする場合において、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該行為に着手する前に）、別記第一号様式による届出書正副 2 通を所管行政庁に提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置の内容に関する書類及び図面を添付しなければならない。
- 3 特定建築主等は、第 1 項の届出書に記載された事項を変更したときは、速やかに、別記第二号様式による変更届出書正副 2 通を所管行政庁に提出しなければならない。
- 4 2 以上の建築物に設ける空気調和設備等が同一の熱供給施設（熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設をいう。）、蓄熱槽その他これらに類する施設から熱の供給を受ける場合においては、当該 2 以上の建築物の特定建築主等は、第 1 項の届出書を共同して提出することができる。

(定期報告)

- 第 2 条 法第 75 条第 4 項の規定により報告をしようとする者は、当該建築物について同条第 1 項の規定により最初に届出をした日の属する年度の末日から起算して 3 年ごとに区分した各期間ごとに、当該各期間の最終年度内に、別記第三号様式による報告書正副 2 通を所管行政庁に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 第 1 条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成 18 年 4 月 1 日）から施行する。

(届出に関する経過措置)

- 第 2 条 この省令の施行の日から 21 日を経過するまでの間にエネルギーの使用の合理化に関する法律第 75 条第 1 項各号に掲げる行為（同項第 1 号に掲げる行為については、住宅に係るものに限る。）の着手を予定している特定建築主等についてのこの省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律第 75 条第 1 項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第 1 条第 1 項の規定の適用については、同項中「同項各号に掲げる行為の着手の予定の日の 21 日前までに」とあるのは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づく特定建築物に係る届出に関する省令の一部を改正する省令の施行後速やかに」とする。

第一号様式（第一条関係）(A 4)

届 出 書

（第一面）

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第 75 条第 1 項前段の規定による届出をします。この届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

所管行政庁 様

平成 年 月 日

届出者氏名 印

受付欄	特記欄	整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

(第三面)

省エネルギー措置の概要

【 1 . 工事種別】 新築 増築 改築
直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替
空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修

【 2 . 用途区分】 ホテル等 病院等 物品販売業を営む店舗等 事務所等
学校等 飲食店等 集会所等 工場等 住宅

【 3 . 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置】

【イ . 工事概要】

【ロ . 省エネルギー措置の概要】

【ハ . 省エネルギー性能】

(1)住宅以外の建築物の場合

性能基準 (年間熱負荷係数 MJ / (・年))

仕様基準 (評価点の合計)

(2)住宅の場合

年間暖冷房負荷の基準 (年間暖冷房負荷 MJ / (・年))

(相当隙間面積 (c /))

(該当する地域区分 地域)

熱損失係数

及び夏期日射取得係数の基準 (熱損失係数 W / (・K))

(夏期日射取得係数)

(相当隙間面積 (c /))

(該当する地域区分 地域)

【 4 . 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置】

【空気調和設備】

【イ . 工事概要】

【ロ . 省エネルギー措置の概要】

【ハ . 省エネルギー性能】

性能基準 (空調エネルギー消費係数)

仕様基準 (評価点の合計)

【空気調和設備以外の機械換気設備】

【イ . 工事概要】

【ロ . 省エネルギー措置の概要】

【ハ . 省エネルギー性能】

性能基準 (換気エネルギー消費係数)

仕様基準 (評価点の合計)

【照明設備】

【イ . 工事概要】

【ロ . 省エネルギー措置の概要】

【ハ . 省エネルギー性能】

性能基準 (照明エネルギー消費係数)

仕様基準 (評価点の合計)

【給湯設備】

【イ . 工事概要】

【ロ . 省エネルギー措置の概要】

【ハ . 省エネルギー性能】

性能基準 (給湯エネルギー消費係数)

仕様基準 (評価点の合計)

【昇降機】

【イ . 工事概要】

【ロ . 省エネルギー措置の概要】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を用いてください。

2. 第一面関係

届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

特定建築主等、設計者又は工事施工者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる特定建築主等、設計者又は工事施工者について記入し、別紙に他の特定建築主等、設計者又は工事施工者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

1欄は、特定建築主等が法人のときは、「ロ」は法人の名称及び代表者氏名を、「二」は法人の所在地を、特定建築主等がマンションの管理を行う区分所有法第3条又は第65条に規定する団体のときは、「ロ」は団体の名称及び代表者氏名を、「二」は団体の所在地を記入してください。

特定建築主等からの委任を受けて届出をする者がいる場合においては、2欄に記入してください。

5欄の「二」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造を含む場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。

ここに書き表せない事項で特に記載すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

1欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

2欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築物の用途区分は、次のとおりとします。なお、複数の用途について省エネルギー性能を計算する際にそれぞれの用途に対応した省エネルギー基準（法第73条第1項に基づき国土交通大臣が定める基準をいう。以下同じ。）を適用する場合にあっては、適用する省エネルギー基準ごとに建築計画又は設備計画について別紙に記載して添えてください。

(1)「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

(2)「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

(3)「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

(4)「事務所等」とは、事務所、官公署、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

(5)「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

(6)「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

(7)「集会所等」とは、公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

(8)「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

(9)「住宅」とは、一戸建て住宅、共同住宅、長屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

3欄から4欄までは、今回の届出に係る事項についてのみ記入してください。

3欄及び4欄の「イ」は、建材や機器の種類・仕様等、省エネルギー性能の計算の際に必要な事項を記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

3欄及び4欄の「ロ」は、省エネルギー措置の概要を記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

3欄及び4欄の「ハ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入するとともに、省エネルギー基準の適用に当たって使用した計算表は、別紙に記載して添えてください。なお、住宅以外の建築物に適用する省エネルギー基準と住宅に適用する省エネルギー基準とは異なります。ただし、3欄の「ハ」の(2)は、法第74条第2項に規定する指針を踏まえ、当該部分に記載すべき事項に相当する省エネルギー措置を別紙に記載して添えることをもってこれに代えることがで

きます。

から までの規定にかかわらず、4 欄は、住戸ごとに設けるものについて記入する必要はありません。

4 欄の「その他」は、エネルギー利用効率化設備その他のエネルギーの効率的利用を図ることができる設備又は器具について記入してください。

ここに書き表せない事項で特に記載すべき事項は、5 欄又は別紙に記載して添えてください。

第二号様式（第一条関係）（A4）

変 更 届 出 書

エネルギーの使用の合理化に関する法律第 75 条第 1 項後段の規定による変更の届出を
します。この変更届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

所管行政庁 様

平成 年 月 日

届出者氏名 印

【変更の届出をする建築物の直前の届出】
【受付番号】 第 号
【届出日】 平成 年 月 日
【変更内容の概要】

受付欄	特記欄	整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

（注意）

届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
数字は算用数字を用いてください。
記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
印のある欄は記入しないでください。

定 期 報 告 書

（第一面）

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第 75 条第 4 項の規定による報告をします。この定期報告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

所管行政庁 様

平成 年 月 日

報告者氏名 印

受付欄	特記欄	整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

建築物の維持保全の状況等

【 1 . 届出及び報告の状況】

【イ . 届出をした日】平成 年 月 日 (受付番号)
【ロ . 届出をした部分】 直接外気に接する屋根、壁又は床 空気調和設備
空気調和設備以外の機械換気設備 照明設備
給湯設備 昇降機
【ハ . 用途区分】 ホテル等 病院等 物品販売業を営む店舗等 事務所等
学校等 飲食店等 集会所等 工場等 住宅
【ニ . 届出書の有無】 有 無
【ホ . 報告をした日】平成 年 月 日 (受付番号)
【ヘ . 報告書の有無】 有 無

【 2 . 建築物の維持保全の状況】

【イ . 増築、改築、修繕、模様替等の経過】

平成 年 月 日 概要 ()
平成 年 月 日 概要 ()
平成 年 月 日 概要 ()
平成 年 月 日 概要 ()

【ロ . 外壁、窓等】

【(1) 建材等の省エネルギー性能の維持保全の状況】
適 不適 (概要)
【(2) 省エネルギー措置の変更の有無】
有 (概要) 無
【変更後の省エネルギー措置の概要】

【ハ . 空気調和設備】

【(1) 機器等の省エネルギー性能の維持保全の状況】
適 不適 (概要)
【(2) 省エネルギー措置の変更の有無】
有 (概要) 無
【変更後の省エネルギー措置の概要】

【ニ . 空気調和設備以外の機械換気設備】

【(1) 機器等の省エネルギー性能の維持保全の状況】
適 不適 (概要)
【(2) 省エネルギー措置の変更の有無】
有 (概要) 無
【変更後の省エネルギー措置の概要】

【ホ . 照明設備】

【(1) 機器等の省エネルギー性能の維持保全の状況】
適 不適 (概要)
【(2) 省エネルギー措置の変更の有無】
有 (概要) 無
【変更後の省エネルギー措置の概要】

【ヘ . 給湯設備】

【(1) 機器等の省エネルギー性能の維持保全の状況】
適 不適 (概要)
【(2) 省エネルギー措置の変更の有無】
有 (概要) 無
【変更後の省エネルギー措置の概要】

【ト . 昇降機】

【(1) 機器等の省エネルギー性能の維持保全の状況】

適 不適 (概要)
【(2)省エネルギー措置の変更の有無】
有 (概要) 無
【変更後の省エネルギー措置の概要】

【チ. その他】

【(1)機器等の省エネルギー性能の維持保全の状況】
適 不適 (概要)
【(2)省エネルギー措置の変更の有無】
有 (概要) 無
【変更後の省エネルギー措置の概要】

【3. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係
数字は算用数字を用いてください。
2. 第一面関係
報告者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
印のある欄は記入しないでください。
3. 第二面関係
報告者又は調査者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる報告者又は調査者について記入し、別紙に他の報告者又は調査者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
1欄は、法第75条第1項の規定による届出をした者(届出をした者と当該届出に係る建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者とし、当該建築物が譲り渡された場合にあっては譲り受けた者(譲り受けた者と当該建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者)とする。)について記入してください。
1欄は、報告者が法人のときは、「ロ」は法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」は法人の所在地を、報告者がマンションの管理を行う区分所有法第3条又は第65条に規定する団体のときは、「ロ」は団体の名称及び代表者氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
報告者からの委任を受けて報告をする者がいる場合においては、2欄に記入してください。
報告者からの委託を受けて建築物の維持保全の状況について調査を行う者がいる場合においては、3欄に記入してください。
4欄の「ニ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、5欄又は別紙に記載して添えてください。
4. 第三面関係
1欄の「イ」は、届出をした年月日を記入してください。複数の届出をしていて、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
1欄の「ロ」及び「ハ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
1欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
1欄の「ホ」は、報告をした年月日を記入してください。複数の報告をしていて、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
1欄の「ヘ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
2欄の「イ」は、最初の届出(報告をしたことがある場合は前回の報告)以降に行った増築、改築、直接外気に接する屋根、壁若しくは床の修繕若しくは模様替、空気調和設備等の設置若しくは改修又は用途の変更(以下「増築、改築、修繕、模様替等」という。)について古いものから順に記入し、増築、改築、修繕、模様替等が完了した年月日を併せて記入し、それぞれ増築、改築、修繕、模様替等の概要を記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
2欄の「ロ」から「チ」までは、最初の届出(報告をしたことがある場合は前回の報告)以降の、届出に係る事項に関する当該建築物の維持保全の状況について記入してください。
2欄の「ロ」から「チ」まで中の(1)は、届出時に講じた省エネルギー措置に関し、建材や機器等の清掃や補修等によって届出時の省エネルギー性能が適切に維持保全されているか否かを定期的に確認した結果について、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「不適」の場合は、その概要を記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
2欄の「ロ」から「チ」まで中の(2)は、省エネルギー措置の変更の有無について、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、その変更の概要を記入し、「変更後の省エネルギー措置の概要」の欄に変更後の省エネルギー措置の概要を記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、3欄又は別紙に記載して添えてください。

